平成２８年（フ）第４００１号
大阪市鶴見区焼野２丁目10番62号
債務者　兵後　敦子
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０３８号
大阪府東大阪市高井田本通３丁目３番28―201号
債務者　山崎　　珠
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０７４号
大阪市北区長柄東２丁目１番21―507号、前住所大阪市西区南堀江４丁目１番16―1105号
債務者　浦地　雄大
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４１１７号
大阪府東大阪市友井１丁目10番17号
債務者　伊藤　圭子
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４１２５号
大阪府茨木市玉櫛１丁目８番４―304号
債務者　保田　　実
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２１２号
大阪市中央区日本橋１丁目16番19号　シャトーアルーフ405号
債務者　日置　由実
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２７４号
大阪府寝屋川市高柳５丁目32番10号
債務者　奥村　真也
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５６７号
大阪市生野区巽中４丁目５番20号　シャーメゾン・プレジール　202
債務者　山品　　通
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６３４号
大阪市福島区玉川１丁目５番１―305号
債務者　野村　　肇
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７１５号
大阪府枚方市香里ケ丘９丁目２番地の１（D31―102)
債務者　横尾惠美子
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４０号
高知県吾川郡いの町2301番地　町営住宅内野団地北棟105号
債務者　大庭　　章
1　決定年月日時　平成28年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２４９号
高知市朝倉本町１丁目３番２―101号　県営住宅朝倉団地
債務者　山田　邦代
1　決定年月日時　平成28年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２７６号
愛知県一宮市大和町妙興寺字仏供田41番地
債務者　柴田志津子
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第７６号
山口県宇部市大字東須恵576―１、住民票上の住所山口県山陽小野田市セメント町９番２号
債務者　安田勇こと　裵　　勇辰
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第７４号
北海道網走郡美幌町字栄町３丁目３番地の11
債務者　新井田秋雄
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２８年（フ）第２０４号
静岡県富士宮市粟倉1115番地の16　サクセスＦｕｊｉｎｏｍｉｙａ201号
債務者　千葉　　彩
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第３３９号
大分県別府市上田の湯町13番31号　有田アパート204号
債務者　阿部　咲夫
1　決定年月日時　平成28年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係